

土質調査基準

平成 7 年 5 月 1 日作成

中井町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第 4 条第 2 項第 1 5 号に規定する土質調査報告書の土質検査は、次の方法により行なう。

1. 土壌の採取方法

- (1) 土砂等の発生場所ごとに採取する。
- (2) 面積 3, 0 0 0 m²ごとに 1 箇所採取する。
- (3) 面積が、3, 0 0 0 m²に満たない場合でも最低 2 箇所採取する。
- (4) 採取地点は、地表面下 3 0 cm とする。シールド工法の場合は、断面付近から採取する。

2. 検査基準

土壌の汚染に係る環境基準について（平成 3 年 8 月環境庁告示第 4 6 号）の第 1 の 1 に規定する環境基準とする。ただし、農地用における基準については、以下のとおりとする。

- (1) 「農地用」は「埋立て後の土地利用が農地用であるもの」に読み換える。
- (2) カドミウムの農地用における環境基準の検査は時間がかかるので、明らかに汚染されていないと認められる土壌においては検査を省略できるものとする。このとき汚染の有無は、土砂等の発生場所を所管する行政センター環境部（県外の場合は、同等の判断が出来る機関）に相談の上、町が判断する。

3. 検査方法

土壌の汚染に係る環境基準について（平成 3 年 8 月環境庁告示第 4 6 号）の別表の測定方法による。検査機関は、公共機関又は環境計量士の資格をもつ者がいて検査が可能な機関とする。

4. 検査の省略

2 の検査基準に定める物質のうち、明らかに基準を満たしていると認められる物質については検査を省略できる。このときは、基準を満たしていることが明らかである書類を添付しなければならない。